

住みよい環境にするために
ごみは正しく分別しましょう！

環境生活課 ごみ減量推進係 ☎(232) 2114

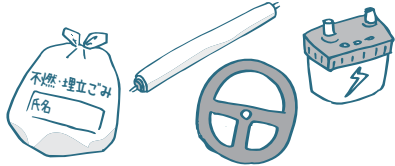
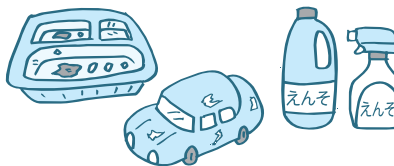
「不燃・埋立ごみ」(黄色の袋)の中に、ガス抜きされていないスプレー缶などの違反ごみが混入すると、ごみ収集車への積載時に破裂し、作業員がケガをしたり、車両火災が発生したりするなど非常に危険です。また、正しく分別されていない違反ごみは、違反ごみシールが貼られ、ごみステーションに置かれたままになるため、地域に大変迷惑をかけてしまいます。

ごみは「ごみの分け方・出し方」、「ごみ収集カレンダー」に記載された方法で分別し、ごみ出しのルールを守りましょう。「ごみの分け方・出し方」は、町ホームページの「ごみ・リサイクル情報」にも掲載しています。

環境工場に搬入された「違反ごみ」の例と正しい分別方法

違反ごみの例	ガス入りのスプレー缶	食品などの中身入りの缶詰類	塗料缶	オイルヒーター、消火器、発煙筒、自動車部品など
				
分別方法	爆発の原因となりますので、必ず2力以上の穴をあけてください。	必ず中身を出し、容器を洗ってください。	環境工場では処理できないごみです。専門の業者に引き取りの相談をしてください。	環境工場では処理できないごみです。専門の業者に引き取りの相談をしてください。

収集されない「違反ごみ」の例と正しい分別方法

違反ごみの例	「不燃・埋立ごみ」の間違い	「プラスチック類」の間違い	「燃やすごみ」の間違い
	 記名漏れ、割れていない蛍光灯、バッテリー、自動車部品など	 汚れた弁当箱、金属付きのおもちゃ、塩素系容器など	 びん、かん、茶碗
分別方法	・不燃・埋立ごみ袋には、必ず記名する。 ・割れていない蛍光灯は、拠点施設に持ち込む。 ・環境工場では処理できないごみは、専門業者に引き取りの相談をする。	・汚れの付着は「燃やすごみ」。 ・塩素系容器は、プラマークが付いていても「燃やすごみ」。 ・金属などが付いたものは、「燃やすごみ」または「不燃・埋立ごみ」。	・「資源物」、「不燃・埋立ごみ」などを混入しない。

平成24年度のごみ収集カレンダーを配布しました

平成24年度は、ごみ分別の内容に変更はありません。
祝日などでごみ出し日の変更となる日は、ごみ収集カレンダーで確認してください。
ごみ収集カレンダーは、町ホームページの「ごみ・リサイクル情報」にも掲載しています。
「ごみの分け方・出し方」の冊子などが必要な場合は、役場および関係施設で受け取ることができます。



国民年金
こんなときは、こんな届け出を！

町民課 年金係 ☎(232) 4914 熊本西年金事務所 ☎(353) 0142

就職や転職、結婚、退職などにより国民年金の加入の仕方が変わります。届け出の内容により、届け出先が異なりますのでご注意ください。届け出に必要な添付書類については、届け出先にお尋ねください。

- 【第1号被保険者】 自営業、農林漁業、アルバイト、無職の人、学生などで20歳以上60歳未満の人
【第2号被保険者】 厚生年金・共済組合に加入している会社員・公務員などで原則65歳未満の人
【第3号被保険者】 第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

こんなとき	どうする
20歳になったとき	厚生年金・共済組合加入者以外は国民年金への加入手続きをする 第1号被保険者は役場、第3号被保険者は配偶者の勤務先で手続きをする
会社を退職したとき	役場で国民年金への加入手続きをする(被扶養配偶者も同様の手続き)
結婚や退職などで配偶者(第2号被保険者)の扶養になったとき	配偶者の勤務先で第3号被保険者への種別変更の手続きをする
配偶者(第2号被保険者)の扶養から外れたとき	役場で第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする
年金手帳をなくしたとき	第1号被保険者は役場で、第3号被保険者は配偶者の勤務先で再交付の手続きをする
口座振替を開始・停止・変更するとき	【開始・変更】 銀行や郵便局などの取り扱い金融機関、年金事務所または役場で口座振替納付(変更)申出書を提出する 【停止】 年金事務所または役場で口座振替辞退申込書を提出する
納付書を紛失したとき	年金事務所または役場に納付書の再発行を申し出る
保険料を納めるのが困難なとき	役場に保険料免除の申請をする 30歳未満の人は若年者納付猶予の申請、学生の人は学生納付特例の申請をする
65歳になったとき	第1号被保険者期間のみの場合は役場、第3号被保険者期間を含む場合は年金事務所で、老齢基礎年金の受給手続きをする
障がいになったとき	初診日に第1号被保険者の人は役場、第3号被保険者の人は年金事務所、20歳前の人は役場で、障害基礎年金の受給手続きをする
加入中に死亡したとき	国民年金加入中の場合は、役場で遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求をする
定額以上の保険料を納めたいとき	役場で付加保険料の手続きをするか、国民年金基金(☎0120(65)4192)に加入する
受給資格期間(原則25年)を満たしていないとき、満額に近づけたいとき、海外に在住しているとき	年金事務所か役場で任意加入の手続きをする